

青森県報

第四千四百四十一号

平成二十八年
四月二十七日
(水曜日)

規 則

右 同……………(同) ……九
右 同……………(西北地域) ……九

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十条の十一」を「第百五十条の十二」に、「第百五十条の十二」第百五十条の十四」を「第百五十条の十三」第百五十条の十五」に、「第百五十条の十五」を「第百五十条の十六」に改める。

第百五十条の五第二項中「前項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特例政令第十条第一項の規定による一般競争入札に付する場合における前条の規定により読み替えられた第百二十九条の規定による公告は、前項の規定により公告を行うものとされている事項のほか、次に掲げる事項についても、行うものとする。

一 特例政令第十条第一項の規定による競争入札の方法による旨

二 特例政令第十条第二項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨

三 特例政令第十条第十一項の規定により当該競争入札を取り消すことがある旨

四 端数の入札を制限する場合にはその旨

第百五十条の十五中「第百五十条の十及び第百五十条の十一」を「第百五十条の十一及び第百五十条の十二」に、「第百五十条の第十二項第七号」を「第百五十条の第十二項第七号」に改め、第七章第五節第三款中同条を第百五十条の十六とする。

第百五十条の十四中「第百五十条の十一」を「第百五十条の十二」に、「第百五十

目 次

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則……………(財務指導課) ……一

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……三

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……三

中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査の実施……………(労政・能力開発発課) ……三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……四

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(環境保全課) ……四

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……四

大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……六

出 先 機 関

青森県営農大学の学生募集……………(営農大学校) ……六

土地改良区の定款変更の認可……………(中南地域県民局) ……八

土地改良区の役員の内任……………(三八地域県民局) ……八

土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……九

条の十二第二項」を「第百五十条の十三第二項」に、「第百五十条の九第一項」を「第百五十条の九中「第百三十八条第一項」とあるのは「第百四十六条において準用する第百三十八条第一項」と、第百五十条の十第一項」に、「第百五十条の第十二第二項第七号」を「第百五十条の十一第二項第七号」に、「第百五十条の十二第二項」を「第百五十条の十三第一項」に改め、第七章第五節第二款中同条を第百五十条の十五とする。

第百五十条の十三第三項中「事項」の下に「(特例政令第十条第一項の規定による指名競争入札の場合にあつては、前条第四項各号及び第五項各号に掲げる事項)」を加え、同条を第百五十条の十四とする。

5 特例政令第十条第一項の規定による指名競争入札に付する場合における第三項の規定による通知は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても、行うものとする。

- 一 特例政令第十条第一項の規定による指名競争入札の方法による旨
- 二 特例政令第十条第二項の規定により入札数量の一部について落札がなかつたものとする旨がある旨
- 三 特例政令第十条第十一項の規定により当該指名競争入札を取り消すことがある旨

四 端数の入札を制限する場合にはその旨

第百五十条の十二を第百五十条の十三とし、第七章第五節第一款中第百五十条の十一を第百五十条の十二とし、第百五十条の十を第百五十条の十一とし、第百五十条の九を第百五十条の十とし、第百五十条の八の次に次の一条を加える。

(複数落札入札制度による場合の予定価格の決定)

第百五十条の九 特例政令第十条第一項の規定による一般競争入札に付する事項の予定価格は、第百三十八条第一項の規定にかかわらず、当該一般競争入札に付する物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は当該特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもつて定めるものとする。

別記第一の第六条を次のように改める。

(同価入札の取扱い)

第六条(A) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

第六条(B) 同価の入札をした者が二人以上あるときの落札者の決定については、入札数量の多い者を先順位の落札者とするものとし、入札数量が同一であるときは、直ちに、くじで先順位の落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

附則

この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

告 示

青森県告示第三百十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所		指定期日
				名称	所在地	
株式会社えが	黒石市追子野木三丁目一九三の	黒石市牡丹平字福民西六一の一	訪問介護	ヘルパーズはあつふる	上北郡七戸町字蛇坂一三の一	平成二六・四・二六
株式会社はあつふる	上北郡東北町大字上野字山添四五の三八三	上北郡七戸町字蛇坂一三の一	訪問介護	ヘルパーズはあつふる	上北郡七戸町字蛇坂一三の一	平成二六・四・二五
有限会社トコス	十和田市東二二番町一七の一	十和田市一本木二二	訪問介護	サトコスケアサービス	十和田市一本木二二	平成二六・五・一

青森県告示第三百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十八年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	株式会社えが	主たる事務所の所在地	黒石市追子野木一三丁目一九三の	指 定 年 月 日	平成 六・四・二六
	名 称	居宅介護支援事業所ほほえみ	所 在 地	黒石市牡丹平字福民西六一の一	平成 六・四・二六	
居宅介護支援事業を行う事業所	名 称	みちのく金谷ヶ谷アブリランセンター	所 在 地	むつ市金谷二丁目二〇の二	平成 六・四・二五	
	名 称	社会福祉法人青森社会福祉振興団	所 在 地	むつ市十二林一の一三	平成 六・四・二五	

青森県告示第三百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十一条の規定により公示する。

平成二十八年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業業者	名称又は氏名	株式会社えが	主たる事務所の所在地又は住所	黒石市追子野木一三丁目一九三の	指 定 年 月 日	平成 二六・四・二六
	名称	訪問介護事業所ほほえみ	所 在 地	黒石市牡丹平字福民西六一の一	平成 二六・四・二六	
介護予防サービスの種類	介護予防訪問介護	介護予防訪問介護事業所ほほえみ	所 在 地	黒石市牡丹平字福民西六一の一	平成 二六・四・二六	
	介護予防訪問介護	訪問介護事業所ほほえみ	所 在 地	黒石市牡丹平字福民西六一の一	平成 二六・四・二六	

青森県告示第三百二十号

中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・受結調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成二十八年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 調査の目的

県内の民間中小・中堅企業の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 二 調査対象の範囲

県内全域の従業員三百人未満の民間企業等の労働組合
- 三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日
 - 1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。
 - (一) 従業員数、業種、所定内給与額
 - (二) 賃上げ・一時金要求の有無
 - (三) 賃上げ・一時金の要求日、要求額
 - (四) 賃上げ・一時金の受結日、受結額
 - (五) 一時金の受結時期
 - 2 報告を求めるとする基準となる期日は、調査実施年の要求・受結時期とする。
- 四 報告を求めるとする者

平成二十七年度の労働組合基礎調査で把握している従業員数三百人未満の民間企業等労働組合二百五組合とする。
- 五 報告を求めるとするに用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

株式会社はあとふる	上北郡東北町大字上野山添四三三八三	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションはあとふる	上北郡七戸町字蛇坂一三の一	平成 六・四・二五
有限会社トコス	十和田市東二十番町一七の一	介護予防訪問介護	トコスケアサービス	十和田市一本木沢一丁目一の一	平成 六・五・一

六 報告を求める期間

平成二十八年四月二十七日から五月十八日までとする。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十八年四月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 R・ぶらっと

三 代表者の氏名

相内 英之

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字田茂木町五七

五 定款に記載された目的

この法人は、児童、生徒、学生及び地域住民に対して、キャリア形成の支援に関する事業を行い、彼等・彼女等が自ら考える力と行動する力を育むこと、そして地域住民の教育に関する啓発及び地域の教育力向上に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十八年度県境廃棄物浸出水処理施設運転・維持管理業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部環境保全課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十八年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

クボタ環境サービス株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一五の一

六 契約金額

一億千二百三十二万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハルル樹木

弘前市大字樹木五丁目七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社スコール

弘前市大字駅前三丁目一五の五大中駅前ビル

代表取締役 大中庸

代表取締役 佐藤浩三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社佐藤長

弘前市大字松森町九三

代表取締役 川村暢朗

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 川村暢朗

未定

未定

四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十八年十二月十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
七、八二三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数
三五四台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数
三〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積
二〇六・一平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
五四・九立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社佐藤長

八 届出年月日
平成二十八年四月八日

九 届出書及び添付書類の縦覧
場所
青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

3 期間
平成二十八年四月二十七日から同年八月二十七日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後八時五十分

(二) 株式会社サンデー

開店時刻 午前七時
閉店時刻 午後八時

(三) 未定

開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後八時

(四) 未定

開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後八時

未定

開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から午後九時

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
一か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(一) 荷さばき施設
午前六時から午後九時

(二) 荷さばき施設
午前六時から午後九時

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年八月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブ・大野店

青森市大字大野字前田七三の四外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 変更しようとする事項

大規模小売店	駐輪場の位置及び	八八台 (位置は、届出書添付)	位置変更のみ、収容台数は変更なし	平成二六・三・七
区	分	変更前	変更後	変更年月日

舗の施設 の配置に 関する事 項	収容台数	図面のとおり	(位置は、届出書添付 図面のとおり)
---------------------------	------	--------	-----------------------

四 届出年月日

平成二十八年四月六日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十八年四月二十七日から同年八月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年八月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

青森県営農大学校告示第二号

平成二十九年青森県営農大学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大学

校規則（昭和五十五年三月青森県規則第二十号）第七条第三項の規定により公示する。ただし、二次募集試験は一般募集試験（推薦選考を含む。）の合格者が定員に満たない場合のみ実施することとする。

平成二十八年四月二十七日

青森県営農大学校長 田 澤 拓 巳

一 修業年限

二年

二 募集人員

課程	定員
畑作園芸課程 果樹課程 畜産課程	七十名 (男女を問わない。)

三 受験資格等

1 推薦選考は、農業に従事又は従事しようとする者で、次の各号の全てに該当する者

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は平成二十九年三月に卒業する見込みの者

(二) 出身の高等学校長又は中等教育学校長の推薦を得た者

2 一般及び二次募集試験は、農業に従事又は従事しようとする者で、次のいずれかに該当する者

(一) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は平成二十九年三月に卒業見込みの者

(二) 前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認めたる試験等の実施期日、場所及び試験科目

試験等	試験の期日等	試験の場所等	試験科目等
推薦選考	平成二十八年十一月十一日（金）午前十時二十分	上北郡七戸町字大沢 四八の八	作文、面接
		青森県営農大学校	

五 受験手続

試験	試験	試験
二次募集 試験	一般募集 試験	筆記試験「国語総合 （古典を除く）、数 学、生物（生物基 礎を含む）、作文、 面接（口述試験を含 む）
平成二十九年二月十七日（金）午前九時二十分	平成二十九年一月二十日（金）午前九時二十分	
〃	〃	

試験等	出願書類	出願期間	出願先
推薦選考	一 入校願書（第一号様式、入校検定料分の青森県収入証紙及び写真貼付） 二 出身学校長の推薦書（第二号様式） 三 本校所定の受験票（写真貼付） 四 高等学校又は中等教育学校の調査書 五 本校所定の受験票送付用封筒（郵便切手貼付）	平成二十八年十月五日（水）から同月十九日（水）午後五時まで	（〒〇三九 二五九八） 上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大学校教務研修課
	一 入校願書（第一号様式、入校検定料分の青森県収入証紙及び写真貼付） 二 本校所定の受験票（写真貼付） 三 本校所定の受験票送付用封筒（郵便切手貼付）		

試験 二次募集	"	平成二十九年一月三十一日(火)から二月七日(火)まで	"
試験 一般募集	四 平成二十八年三月に高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は平成二十九年三月に卒業する見込みの者にあつては、高等学校又は中等教育学校の調査書 五 前項に規定する以外の者にあつては、次に掲げる書類 イ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 ロ 最終出身学校の成績証明書 ハ 健康診断書	平成二十八年十一月二十九日(火)から十二月十三日(火)午後五時まで	"

六 合格者の発表

1 発表期日等

試験等	発表の期日
推薦選考	平成二十八年十一月二十一日(月)
一般募集試験	平成二十九年一月三十日(月)
二次募集試験	平成二十九年二月二十七日(月)

2 青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第二十条第

一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することができる(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること。)

(一) 開示する個人情報、筆記試験のうち三科目の科目別得点及び三科目の合計得点とする。

(二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。

(三) 開示場所は、青森県営農高等学校事務室とする。

七 授業料等(改定された場合は、改定後の金額を適用する。)

1 入校検定料 二千二百円

2 入校料 五千六百五十円

3 授業料 年額 十一万八千八百円

4 諸経費 年額 六十五万円

八 その他

この募集について不明な点がある時は、青森県営農高等学校教務研修課(電話〇一七六 六二 三一一二)に問い合わせること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、津軽平川土地改良区の定款の変更を平成二十八年四月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十七日

中南地域県民局長 柏 木 司

土地改良区の役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、島守土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十七日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事 馬場 光明	八戸市南郷大字島守字馬場一三		平成二六・三・三〇

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市川土地改良区の定款の変更を平成二十八年四月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十七日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、館土地改良区の定款の変更を平成二十八年四月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十七日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五所川原市南部土地改良区の定款の変更を平成二十八年四月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十七日

西北地域県民局長 山 本 馨

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭